

令和5年度自動車騒音常時監視調査業務仕様書

1 調査目的

この調査は、騒音規制法第18条第1項の自動車騒音の常時監視の規定に基づき実施するもので、自動車騒音の状況を把握し、自動車騒音公害防止の資料とするとともに、市民の健康保護と生活環境を保全することを目的とする。

2 業務内容

久留米市環境保全課（以下、当課と言う。）が測定した騒音調査データと、環境省が配布する面的評価支援システムを使用し、評価マニュアル及び事務処理基準に沿って表1に示す評価対象路線について監視地域に関する基礎調査と自動車騒音の状況の把握（面的評価）を行う。

表1 評価対象路線

No.	令和3年度 道路交通センサス 調査単位区間番号	路線名	起点	終点	評価区間 延長
①	40400860040 40400860050 40400860060	福岡県道86号 久留米筑後線	湯ノ原合川線	藤山国分一丁 田線	1.8km
②	40607560010 40607560020	福岡県道756号 中津白口線	久留米柳川線	瀬高久留米線	2.7km
③	40400830190 40400830200	福岡県道83号 大和城島線	宮本大川線	城島三瀦線	1.9km

3 準拠する法令等

本業務は、本仕様書によるほか、下記の関係法令等に基づいて行うこととする。

- (1) 環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）
- (2) 騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日環境庁告示第64号）
- (3) 騒音に係る環境基準の改正について（平成10年9月30日環大企257号）
- (4) 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について（平成13年1月5日環大企3号）
- (5) 騒音規制法（昭和43年6月10日法律第98号）
- (6) 騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」（平成23年9月14日環水大自発第110914001号）
- (7) 騒音の評価手法等の在り方について（答申）（平成10年5月22日中環審第132号）
- (8) 騒音に係る環境基準の評価マニュアル一般地域編（平成27年10月環境省）
- (9) 騒音に係る環境基準の評価マニュアル道路に面する地域編（平成27年10月環境省）
- (10) 自動車騒音常時監視マニュアル（平成27年10月環境省）
- (11) その他関係法令等

4 調査結果報告書等の提出

業務の着手及び完了に当たって、下記の報告書等を提出すること。

- (1) 業務主任技術者届
- (2) 業務完了届
- (3) 業務報告書（電子データ及び紙面）

監視地域に関する基礎調査と自動車騒音の面的評価についてまとめたもの。

- (4) 成果品（電子データ及び紙面）
 - ・自動車騒音常時監視結果報告
 - ・位置図（騒音測定地点、評価区間）
 - ・詳細図（騒音測定地点の平面図、横断面図）
 - ・GIS データ（電子データ）
 - ・オブジェクト・データベース（電子データ）

※最新の自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省）の様式に準じる

5 貸与資料等

必要に応じ以下の資料を貸与するものとする。

- (1) 当課が測定した騒音調査データ
- (2) 都市計画用途地域図
- (3) 過年度分の自動車騒音常時監視業務成果品
- (4) その他業務遂行上必要と認められた資料

6 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

7 業務遂行上の遵守基準

- (1) 業務の遂行に当たって、その精度を高めるため最大限の努力を払い、業務の目的を十分に達成する優秀な成果品を納入しなければならない。
- (2) 本仕様に明示されない事項または疑義を生じた場合は、協議の上決定するものとする。

8 暴力団に関する事項

当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は履行妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、履行に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と履行日程に関する協議を行うこと。

9 その他

- (1) 業務履行期間中に面的評価支援システム及び当該システムの稼働環境等の改定等があった場合は、協議の上速やかに対応するものとする。
- (2) 評価マニュアル及び自動車騒音常時監視報告の改定等があった場合、協議の上速やかに対応するものとする。
- (3) 常時監視結果を環境省へ提出後、確認及び修正依頼があった場合は、協議の上適切に対応するものとする。
- (4) 当該業務で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 本業務の全部を一括して再委託してはならない。やむを得ず業務の一部を再委託する場合は、事前に当課の承認を得ること。
- (6) その他必要事項は、協議の上決定するものとする。